



ITUCの「公正な移行」シンボルマーク



ITUCは毎日ミーティングを行い認識を共有

COP24報告 労働組合も“当事者”！ 「公正な移行」を求め 積極的に参加



パロウITUC書記長(右から2人目)とクルティカCOP24議長(左から2人目)

2018年を表す漢字は「災」。猛暑や豪雨、超大型台風などが各地を襲い、気候変動による自然災害の脅威を痛感する1年となった。その年末、12月2日から2週間の日程で国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)が開催された。開催地はポーランドのカトヴィツェ。連合もITUC(国際労働組合総連合)の一員として参加した。何が議論されたのか、労働組合は何を主張したのか。鈴木人司連合社会政策局長に聞いた。

雇用や生活、 産業を守るために

労働組合がCOPに参加する 意義とは？

労働組合の役割は、働く者の雇用・労働条件と生活、そして産業を守ること。気候変動は、海面上昇や極端な気象現象による災害、生物多様性の喪失などにつながり、生産活動から社会システムに至るまで深刻な影響をもたらすと指摘されている。それは、まさに私たちの雇用や生活、働く産業に関わる問題であり、それゆえ連合は、「連合エコライフ21」として自らが温室効果ガス排出削減に貢献する取り組みを進める一方、政策・制度要求の重点の一つに「環境政策」を位置づけ、その一環としてCOPにも参加し、その成果を国内の環境政策に反映させるよう努めてきた。

COPは政府間会議だが、労働組合も当事者の一つであることは、あまり知られていないよう

だ。労使や若者、女性、研究者など9つのカテゴリーの非政府組織(NGO)も関係当事者として参加し意見を述べることが正式に認められており、労働組合の代表としては、ITUCが2007年のCOP13からその地位を得ている。連合はCOP13以降、ITUCの一員として毎年参加している。

COP24の議題と成果は？

2015年のCOP21で「京都議定書」の後継となる新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されたが、その実施指針(細部の運用ルール)の策定がCOP24の最大の議題。主に先進国が温室効果ガス排出削減義務を負う「京都議定書」に対し、「パリ協定」は途上国を含むすべての参加国に排出削減を求めている。実施指針については、トランプ大統領のパリ協定離脱宣言を受けた資金と公平性の確保に

最大のポイントは 「公正な移行」

COP24で労働組合は何を主張した？

最大のポイントは、「公正な移行(Just Transition)」。これは、気候変動対策と雇用・労働問題の統合的解決をめざして、2009年のCOP15でITUCが提唱したもので、すでに「パリ協定」前文に「自国が定める開発の優先順位に基づき労働力の公正な移行並びに適切な労働及び質の高い雇用の創出が必要不可欠」と盛り込まれ

ている。そして、COP24開会式典では、議長国のポーランド政府から「連帯と公正な移行のためのシレジア宣言」が示され、日本を含む61の国と地域の賛同で採択された。ITUCは会期中、実施指針に「公正な移行」を盛り込むため、総会で発言し、各国政府にロビーイングを行い、イベントを開催して、その重要性を訴えた。

連合は、ITUCの一員として、現地で日本の政府や経営者団体、環境NGOと意見交換の場を持ち、原田義昭環境大臣には直接「公正な移行」の実現のための仕組みづくりについて要請した。また、日本パビリオンで「地域から広げる

公正な移行」をテーマにイベントも主催した。残念ながら、パリ協定の実実施指針に「公正な移行」実現のための仕組みづくりについて盛り込むことはできなかったが、理解は着実に広がったと思う。

「公正な移行」とは？

気候変動対策に伴う労働力移動を円滑に進めるために、社会対話の仕組みをつくり、影響を分析し、必要な施策を洗い出し、環境と経済・社会の両方の課題を同時並行で解決していくというものだ。

すでに先進的な取り組みも始まっている。カナダでは、政府が省庁横断的なタスクフォースを設けて、ある地域での石炭火力発電所の閉鎖を見据え、労働移動のための支援を行ったうえで新たな産業をその地域に立地させる、といった「公正な移行」をスタートさせた。イタリアの電力会社も、労使対話に基づき労働移動のための支援に乗り出した。

「公正な移行」は、国連持続可能な開発目標(SDGs)と同根の考え方だ。SDGsは17の目標の一つに「気候変動に具体的対策を講じる」ことを掲げているが、それを環境的側面だけでなく、「貧困や

飢餓の克服」「経済成長と働きがいのある雇用」「ジェンダー平等」「持続可能な生産と消費」といった社会的・経済的側面の課題も統合的に解決することをめざしている。「公正な移行」も、まさに温暖化に脆弱な地域や人々への深刻な影響に目を向け、環境と雇用・労働問題の統合的な解決をはかることをめざしている。

環境行政と労働行政の 連携体制を

日本の状況は？

2018年4月に閣議決定された政府の第五次環境基本計画は、「環境と社会・経済の統合的向上」という考え方を打ち出し、「公正な移行」という文言も盛り込まれた。ただ、その重点は、「イノベーションによる雇用創出」。たしかにそれが必要だが、影響を受ける産業に従事する労働者への支援をもっと具体的に考える必要がある。

今はまだ、企業内の構造転換でなんとか対応できているが、いずれ大きな気候変動対策の波が来た時は、一企業内で対応できないだろう。また、その影響はあらゆる産業に及ぶ。環境行政と労働行政



連合主催のCOP会場内イベントでコーディネーターを務める鈴木次長(左)